

札幌愛隣館保育園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 札幌愛隣館
所 在 地	札幌市豊平区豊平4条3丁目3番27号
電 話 番 号	011-841-1720
代 表 者 氏 名	理事長 岩井 誠一

2 利用施設

施 設 の 種 類	認可保育園										
施 設 の 名 称	札幌愛隣館保育園										
施 設 の 所 在 地	札幌市豊平区豊平4条3丁目3番27号										
連 絡 先	電話番号 011-821-5905 ファックス 011-841-1720										
管 理 者	園長 船越谷 真理子										
利 用 定 員	(1) 利用定員										
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">子 ど も の 区 分</td> <td style="text-align: center;">定 員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 号 認 定 子 ど も</td> <td style="text-align: center;">90</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 号 認 定 子 ど も</td> <td style="text-align: center;">60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満 1 歳 以 上</td> <td style="text-align: center;">60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満 1 歳 未 満</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> </table>	子 ど も の 区 分	定 員	2 号 認 定 子 ど も	90	3 号 認 定 子 ど も	60	満 1 歳 以 上	60	満 1 歳 未 満	15
	子 ど も の 区 分	定 員									
	2 号 認 定 子 ど も	90									
3 号 認 定 子 ど も	60										
満 1 歳 以 上	60										
満 1 歳 未 満	15										
(2) 地域の保育の需要等の状況から利用定員を超えて子どもを受入れる場合があります。											
認 可 年 月 日	1949 年 9 月 1 日										

3 施設の運営方針

保育園は、法の基本的理念と関係法令等に基づき、入所児童が明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかに、社会に適用できるように育成することを運営方針とする。

また、運営にあたっては、札幌市児童福祉法施行条例、札幌市子ども・子育て支援法施行条例及びその他関係法令等を遵守するものとします。

4 保育所の職員体制とクラス編成

(1) 職務内容と配置数 (2015年4月1日現在)

職種	職務内容	常勤	非常勤
園長	保育園の管理運営を統括します。また、苦情解決者として苦情の解決にあたります。	1人	—
主任保育士	保育内容について保育士を統括するほか、園長の補佐を行います。また、苦情の受付を行います。	1	
保育士	保育計画に基づき保育を行います。また、家庭との連絡等の業務を行います。	25	1
栄養士	子どもの栄養の指導等を行います。	1	
調理員	給食の調理等を行います。	1	2
事務職員	建物や備品の保安全管理や経理事務などを行います。	1	
用務員	園舎の内外の清掃その他保育園の運営に必要な雑務を行います。		2

内科科医	定期的に子どもの内科検診を行います。	嘱託
歯科科医	定期的に子どもの歯科検診を行います。	嘱託
備考		
1 札幌市児童福祉法施行条例に規定する基準を遵守した上で、保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。		
2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。		

(2) クラス編成と職員の配置状況 (2015年4月1日現在)

対象年齢	クラス名	児童数	担当保育士数	備考
0歳児	ひよこ、あひる0歳	12	6	
1歳児	あひる1歳、もも	30	7	
2歳児	赤ちゅうりっぷ、黄色ちゅうりっぷ	35	6	
3歳児	たんぽぽ	29	4	
4歳児	すみれ	30	2	
5歳児	ゆり	25	1	
備考				
1 担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。				
2 担当保育士のほか、状況に応じてフリー保育士が保育を補うことがあります。				

5 保育を提供する時間及び日

当園では、教育・保育等を提供する時間及び日を次のとおり定めています。

(1) 保育時間

保育必要量の区分	対象時間
保育標準時間	7時から18時までの範囲内
保育短時間	8時00分から16時00分までの範囲内

(2) 時間外保育

保育必要量	対象時間
保育標準時間	18時から19時までの範囲内
保育短時間	(1) 7時から8時00分までの範囲内 (2) 16時00分から19時までの範囲内

(3) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までを除きます。）

ただし、保育園の判断により必要に応じて上記の日以外であっても保育をすることがあります。

(4) 家庭における保育のお願い

お盆の時期などご家庭における保育をお願いする場合があります。ただし、ご家庭での保育が困難な場合は、通常どおり保育の提供を行いますので、事前にご相談ください。

6 提供する保育等の内容

(1) 保育の内容

札幌愛隣館保育園の子ども像「じょうぶなこども、やさしいこども、かんがえるこども」を目

ざし色々な体験・経験を通して、成長を促す。

(2) 1日の流れ

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
7時 19時	しおりに記載、 ただし、乳児の場合は、個々のリズムに合わせている。					

(3) 年間行事

月	行事内容
年間行事予定表を配布	

(4) 給食について

ア 昼食（3歳未満児 主食+副食給食、3歳以上児 副食給食）と間食（3歳未満児 午前・午後各1回、3歳以上 児午後1回）を提供します。

イ 使用する食材の中で、アレルギー等のため食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。食材の除去など可能な限り対応いたします。（医師の診断を受けアレルギー指導書を提出）（例）卵・牛乳・小麦粉 など

(4) 便宜の提供

当園は、次に掲げる便宜の提供を行います。

ア 時間外保育

イ 体育教室（カワイ体育教室）

7 保育料等について

(1) 保育料について

毎月の保育料につきましては、札幌市へお支払ください。保育料額や具体的な支払方法等については、お住まいの区の区役所の健康・子ども課へお問い合わせください。

(2) 実費徴収について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので、別途お支払いいただきます。

また、これらのほかにも保育の提供にあたり必要な費用をお支払いいただくことがあります。

この場合、あらかじめ費用を負担いただきたい目的や理由について、適宜書面でご案内いたしますのでご了承ください。

ア 便宜に係る費用

種類	理由	金額	支払時期
教材費	初歩的な文字、数の理解を楽しく行うことと遊びながら、手先を使い機能を発達させると共に想像力を養うことを目的としている必要な費用であって保護者負担が望ましいものとして別途にいただく。	5歳児 3,300円	5月
		4歳児 840円	
		3歳児 450円	

イ 時間外保育にかかる保育料

※パターン1：コアタイムの設定が8時～16時の場合

項目	7時から 8時まで	16時から18時まで		18時から 19時まで
		1時間以内	1時間超え	
保育標準時間	—	—	—	200円
保育短時間	100円	100円	200円	
備考				
1 利用者負担額の区分が、A又はBの世帯については、上記金額の2分の1の額を減免				

します。
2 月初めに前月分の料金を徴収します。

8 利用の終了に関する事項

(1) 保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

- ア 小学校に就学したとき。
- イ 2号認定子ども又は3号認定子どもでなくなったとき。
- ウ 子どもの居住地市町村と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき。
- エ 保護者から退園の申出又は転園をしたとき。

(2) 退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の1カ月前までに、園長に対し退所届を提出するものとします。

9 緊急時の対応について

(1) 保育中に容体の変化等があったとき

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

ア 内科、科

医療機関の名称	医療法人社団 とよひら公園内科クリニック
医 院 長 名	藤本 晶子
所 在 地	札幌市豊平区豊平4条11丁目3-5
電 話 番 号	011-811-1518

イ 歯科医

医療機関の名称	北海道大学歯学研究科
医 院 長 名	中村 公也
所 在 地	札幌市北区北8条西5丁目
電 話 番 号	011-706-4204

(2) 災害時の対応について

ア 避難場所

当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

第1避難場所		第2避難場所	
名称	豊陵公園	名称	経王寺
園からの距離	約100m	園からの距離	約300m
所要時間	約10分	所要時間	約20分

イ 引き渡しについて

災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(3) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

10 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・解決責任者 園長 船越谷真理子		
	・受付担当者 主任保育士 山本さと子		
当園ご利用相談窓口	・ご利用時間 当園開園日、開所時間内		
	・電話番号 011-821-5905		
当園ご利用相談窓口	・F A X 011-841-1720		
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	小野寺捷子	電話番号	011-886-0586
	入倉美穂	電話番号	011-831-8741

※当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

12 非常災害対策

当園は、非常災害に備え、次の取組を行います。

防災設備の設置	・自動火災報知機 有	・誘導灯 有
	・ガス漏れ報知機 有	・非常警報装置 有
防災設備の設置	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有	
	・震災に備えての備蓄 (食糧(カパン)、飲料水 20*20 本、拡声器、携帯ラジオ等)	
避難・消火訓練	条例の規定に基づき、避難訓練(毎月)及び消火訓練(年2回以上)を実施します。	

12 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

13 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限って使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

14 当園におけるその他の留意事項

欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前9時20分までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	保育時間以外の時間の保育は、時間外保育になりますので、お迎えが遅れる場合は、あらかじめご連絡ください。
感染症について	法定伝染病に関しては、医師の当園許可が必要です。
投薬について	原則 受け付けていません。
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
不正受給について	次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行います。 (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 (2) 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。 (3) その他世帯の状況の変化により支給認定の変更認定が必要であるとき。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：札幌愛隣館保育園

説明者職名：園長 氏名 船越谷 真理子

私は、本書面に基づいて札幌愛隣館保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

平成 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

入所児童との続柄：

札幌愛隣館第二保育園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 札幌愛隣館
所 在 地	札幌市豊平区豊平4条3丁目3番27号
電 話 番 号	011-841-1720
代 表 者 氏 名	理事長 岩井 誠一

2 利用施設

施 設 の 種 類	認可保育園											
施 設 の 名 称	札幌愛隣館第二保育園											
施 設 の 所 在 地	札幌市白石区平和通り8丁目3番47号											
連 絡 先	電話番号 011-864-0762 ファックス 011-864-0883											
管 理 者	園長 佐々木 美智子											
利 用 定 員	(1) 利用定員 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th colspan="2">子 ど も の 区 分</th> <th>定 員</th> </tr> <tr> <td colspan="2">2号認定子ども</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3号認定子ども</td> <td>満1歳以上</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>12</td> </tr> </table> <p>(2) 地域の保育の需要等の状況から利用定員を超えて子どもを受入れる場合があります。</p>	子 ど も の 区 分		定 員	2号認定子ども		78	3号認定子ども	満1歳以上	40	満1歳未満	12
子 ど も の 区 分		定 員										
2号認定子ども		78										
3号認定子ども	満1歳以上	40										
	満1歳未満	12										
認 可 年 月 日	1966年 8月 1日											

3 施設の運営方針

保育園は、法の基本的理念と関係法令等に基づき、入所児童が明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかに、社会に適用できるように育成することを運営方針とする。

また、運営にあたっては、札幌市児童福祉法施行条例、札幌市子ども・子育て支援法施行条例及びその他関係法令等を遵守するものとします。

4 保育所の職員体制とクラス編成

(1) 職務内容と配置数 (2015年4月1日現在)

職種	職務内容	常勤	非常勤
園長	保育園の管理運営を統括します。また、苦情解決者として苦情の解決にあたります。	1人	—
主任保育士	保育内容について保育士を統括するほか、園長の補佐を行います。また、苦情の受付を行います。	1	
保育士	保育計画に基づき保育を行います。また、家庭との連絡等の業務を行います。	15	6
栄養士	子どもの栄養の指導等を行います。		
調理員	給食の調理等を行います。	2	2
事務職員	建物や備品の保安全管理や経理事務などを行います。		
用務員	園舎の内外の清掃その他保育園の運営に必要な雑務を行います。		1

内科科医	定期的に子どもの内科検診を行います。	嘱託
歯科科医	定期的に子どもの歯科検診を行います。	嘱託
備考		
1 札幌市児童福祉法施行条例に規定する基準を遵守した上で、保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。		
2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。		

(2) クラス編成と職員の配置状況 (2015年4月1日現在)

対象年齢	クラス名	児童数	担当保育士数	備考
0歳児	ひよこ	7	3	
1歳児	ちゅーりっぷ	18	3	他パート1名
2歳児	あひる	25	3	他パート2名
3歳児	たんぼぼ	25	2	他パート1名
4歳児	すみれ	30	2	他パート1名
5歳児	ゆり	26	2	
備考				
1 担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。				
2 担当保育士のほか、状況に応じてフリー保育士が保育を補うことがあります。				

5 保育を提供する時間及び日

当園では、教育・保育等を提供する時間及び日を次のとおり定めています。

(1) 保育時間

保育必要量の区分	対象時間
保育標準時間	7時から18時までの範囲内
保育短時間	8時00分から16時00分までの範囲内

(2) 時間外保育

保育必要量	対象時間
保育標準時間	18時から19時までの範囲内
保育短時間	(1) 7時から8時00分までの範囲内 (2) 16時00分から18時までの範囲内

(3) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までを除きます。）

ただし、保育園の判断により必要に応じて上記の日以外であっても保育をすることがあります。

(4) 家庭における保育のお願い

お盆の時期などご家庭における保育をお願いする場合があります。ただし、ご家庭での保育が困難な場合は、通常どおり保育の提供を行いますので、事前にご相談ください。

6 提供する保育等の内容

- (1) 保育の内容 クラス別に、遊び、運動、制作活動等の保育を行うば記載することが望ましい。】
- (2) 1日の流れ 別紙参照

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
7時	別紙参照					
19時						

(3) 年間行事

月	行事内容
4月	入園式
5月	親子遠足
6月	運動会
7月	さくらんぼ狩り（ゆり、すみれ）夕涼み会（ゆり）
8月	社会見学
9月	観劇会
11月	お遊戯会
3月	雛祭り、卒園式
毎月	誕生会

(4) 給食について

ア 昼食（3歳未満児 主食+副食給食、3歳以上児 副食給食）と間食（午前・午後各1回）を提供します。

イ 使用する食材の中で、アレルギー等のため食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。食材の除去など可能な限り対応いたします。

（例）卵・牛乳・小麦粉 など

(4) 便宜の提供

当園は、次に掲げる便宜の提供を行います。

ア 主食の提供（誕生会・カレーライスの日）

イ 時間外保育

ウ その他の便宜

7 保育料等について

(1) 保育料について

毎月の保育料につきましては、札幌市へお支払ください。保育料額や具体的な支払方法等については、お住まいの区の区役所の健康・子ども課へお問い合わせください。

(2) 実費徴収について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので、別途お支払いいただきます。

また、これらのほかにも保育の提供にあたり必要な費用をお支払いいただくことがあります。

この場合、あらかじめ費用を負担いただきたい目的や理由について、適宜書面でご案内いたしますのでご了承ください。

ア 便宜に係る費用

種類	理由	金額	支払時期
----	----	----	------

行事費	親子遠足大人分バス代・入園料	実費	5月
布団クリーニング [*]	園児昼寝用布団クリーニング [*]	1,000円	11月
観劇料	人形劇	500円	9月

イ 時間外保育にかかる保育料

※パターン1：コアタイムの設定が8時～16時の場合

項目	7時から 8時まで	16時から18時まで		18時から 19時まで
		1時間以内	1時間超え	
保育標準時間	—	—	—	200円
保育短時間	100円	100円	200円	
備考				
1 利用者負担額の区分が、A又はBの世帯については、上記金額の2分の1の額を減免します。				
2 毎月10日までに前月分の料金を徴収します。				

8 利用の終了に関する事項

(1) 保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

ア 小学校に就学したとき。

イ 2号認定子ども又は3号認定子どもでなくなったとき。

ウ 子どもの居住地市町村と協議のうえ保育の提供の継続が適切と認められないとき。

エ 保護者から退園の申出又は転園をしたとき。

(2) 退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の1カ月前までに、園長に対し退所届を提出するものとします。

9 緊急時の対応について

(1) 保育中に容体の変化等があったとき

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

ア 小児科

医療機関の名称	社会医療法人北楡会 札幌北楡病院
医師名	鈴木 大介
所在地	札幌市 白石区東札幌6条6丁目5-1
電話番号	011-865-0111

イ 歯科医

医療機関の名称	たかだ歯科クリニック
院長名	高田 英俊
所在地	札幌市 白石区本通7丁目北1-28
電話番号	011-861-0474

(2) 災害時の対応について

ア 避難場所

当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

第1 避難場所		第2 避難場所	
名称	札幌市立柏丘中学校	名称	札幌市立本通小学校
園からの距離	30m	園からの距離	50m
所要時間	3分	所要時間	7分

イ 引き渡しについて

災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(3) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

10 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・解決責任者 園長 佐々木 美智子		
	・受付担当者 主任保育士 寺澤 由美子		
第三者委員	・ご利用時間 当園開園日、開所時間内		
	・電話番号 011-864-0762		
第三者委員	・F A X 011-864-0883		
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	小野寺捷子	電話番号	011-886-0586
	入倉美穂	電話番号	011-831-8741

※当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

12 非常災害対策

当園は、非常災害に備え、次の取組を行います。

防災設備の設置	・自動火災報知機 有	・誘導灯 有
	・ガス漏れ報知機 有	・非常警報装置 有
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有	
	・震災に備えての備蓄 (食糧(米)、飲料水 24ℓ、拡声器、携帯ラジオ等)	
避難・消火訓練	条例の規定に基づき、避難訓練(毎月)及び消火訓練(年2回以上)を実施します。	

12 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

13 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、

法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限って使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

14 当園におけるその他の留意事項

欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前 9 時までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	保育時間以外の時間の保育は、時間外保育になりますので、お迎えが遅れる場合は、あらかじめご連絡ください。
感染症について	別紙参照
投薬について	基本的には預かりません。
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
不正受給について	次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行います。 (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 (2) 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。 (3) その他世帯の状況の変化により支給認定の変更認定が必要であるとき。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：札幌愛隣館第二保育園

説明者職名：園長 氏名 佐々木 美智子

私は、本書面に基づいて札幌愛隣館第二保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

平成 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名： 印

児童氏名：

入所児童との続柄：

札幌愛隣館東山保育園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 札幌愛隣館
所 在 地	札幌市豊平区豊平4条3丁目3番27号
電 話 番 号	011-841-1720
代 表 者 氏 名	理事長 岩井 誠一

2 利用施設

施 設 の 種 類	認可保育園											
施 設 の 名 称	札幌愛隣館東山保育園											
施 設 の 所 在 地	札幌市豊平区平岸4条11丁目3番14号											
連 絡 先	電話番号 011-822-4208 ファックス 011-822-4208											
管 理 者	園長 山崎 慶子											
利 用 定 員	(1) 利用定員 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th colspan="2">子 ど も の 区 分</th> <th>定 員</th> </tr> <tr> <td colspan="2">2号認定子ども</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3号認定子ども</td> <td>満1歳以上</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 地域の保育の需要等の状況から利用定員を超えて子どもを受入れる場合があります。</p>	子 ど も の 区 分		定 員	2号認定子ども		90	3号認定子ども	満1歳以上	30	満1歳未満	
子 ど も の 区 分		定 員										
2号認定子ども		90										
3号認定子ども	満1歳以上	30										
	満1歳未満											
認 可 年 月 日	1970年 1月 1日											

3 施設の運営方針

保育園は、法の基本的理念と関係法令等に基づき、入所児童が明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかに、社会に適用できるように育成することを運営方針とする。

また、運営にあたっては、札幌市児童福祉法施行条例、札幌市子ども・子育て支援法施行条例及びその他関係法令等を遵守するものとします。

4 保育所の職員体制とクラス編成

(1) 職務内容と配置数 (2015年4月1日現在)

職種	職務内容	常勤	非常勤
園長	保育園の管理運営を統括します。また、苦情解決者として苦情の解決にあたります。	1人	—
主任保育士	保育内容について保育士を統括するほか、園長の補佐を行います。また、苦情の受付を行います。	1	
保育士	保育計画に基づき保育を行います。また、家庭との連絡等の業務を行います。	11	
栄養士	子どもの栄養の指導等を行います。		
調理員	給食の調理等を行います。	1	2
事務職員	建物や備品の保安全管理や経理事務などを行います。		
用務員	園舎の内外の清掃その他保育園の運営に必要な雑務を行います。		1

内科医	定期的に子どもの内科検診を行います。	嘱託
歯科医	定期的に子どもの歯科検診を行います。	嘱託
備考		
1 札幌市児童福祉法施行条例に規定する基準を遵守した上で、保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。		
2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。		

(2) クラス編成と職員の配置状況 (2015年4月1日現在)

対象年齢	クラス名	児童数	担当保育士数	備考
0歳児				
1歳児				
2歳児	ひよこ、あひる	30	5	
3歳児	たんぼぼ	28	2	
4歳児	すみれ	28	2	
5歳児	ゆり	22	2	
備考				
1 担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。				
2 担当保育士のほか、状況に応じてフリー保育士が保育を補うことがあります。				

5 保育を提供する時間及び日

当園では、教育・保育等を提供する時間及び日を次のとおり定めています。

(1) 保育時間

保育必要量の区分	対象時間
保育標準時間	7時から18時までの範囲内
保育短時間	8時00分から16時00分までの範囲内

(2) 時間外保育

保育必要量	対象時間
保育標準時間	18時から19時までの範囲内
保育短時間	(1) 7時から8時00分までの範囲内 (2) 16時00分から19時までの範囲内

(3) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までを除きます。）

ただし、保育園の判断により必要に応じて上記の日以外であっても保育をすることがあります。

(4) 家庭における保育のお願い

お盆の時期などご家庭における保育をお願いする場合があります。ただし、ご家庭での保育が困難な場合は、通常どおり保育の提供を行いますので、事前にご相談ください。

6 提供する保育等の内容

(1) 保育の内容

札幌市児童福祉法施行条例の規定に基づき保育をする。

- ・良い環境の中で健全な発達と安全な保育の提供
- ・表現力を育て、個性豊かな創造力を大切にする保育の提供

(2) 1日の流れ

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
7時	しおりに記載					
19時						

(3) 年間行事

月	行事内容
6	親子遠足
7	運動会
9	保育参観、バザー
11	おゆうぎ会
3	卒園式

(4) 給食について

ア 昼食（3歳未満児 主食+副食給食、3歳以上児 副食給食）と間食（午前・午後各1回）を提供します。

イ 使用する食材の中で、アレルギー等のため食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。食材の除去など可能な限り対応いたします。

（例）卵・牛乳・小麦粉 など

(4) 便宜の提供

当園は、次に掲げる便宜の提供を行います。

ア 時間外保育

7 保育料等について

(1) 保育料について

毎月の保育料につきましては、札幌市へお支払ください。保育料額や具体的な支払方法等については、お住まいの区の区役所の健康・子ども課へお問い合わせください。

(2) 実費徴収について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので、別途お支払いいただきます。

また、これらのほかにも保育の提供にあたり必要な費用をお支払いいただくことがあります。

この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的や理由について、適宜書面でご案内いたしますのでご了承ください。

ア 便宜に係る費用

種類	理由	金額	支払時期
保育材料	カラー帽子	500円	4月
布団クリーニング	園児昼寝用布団クリーニング	650円	9月
行事	親子遠足（親の分）	実費	6月

イ 時間外保育にかかる保育料

項目	7時から 8時まで	16時から18時まで		18時から 19時まで
		1時間以内	1時間超え	
保育標準時間	—	—	—	200円
保育短時間	100円	100円	200円	
備考				
1 利用者負担額の区分が、A又はBの世帯については、上記金額の2分の1の額を減免します。				
2 毎月10日までに前月分の料金を徴収します。				

8 利用の終了に関する事項

(1) 保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

- ア 小学校に就学したとき。
- イ 2号認定子ども又は3号認定子どもでなくなったとき。
- ウ 子どもの居住地市町村と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき。
- エ 保護者から退園の申出又は転園をしたとき。

(2) 退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の1カ月前までに、園長に対し退所届を提出するものとします。

9 緊急時の対応について

(1) 保育中に容体の変化等があったとき

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

ア 内科

医療機関の名称	医療法人社団 とよひら公園内科クリニック
医師名	藤本 晶子
所在地	札幌市豊平区豊平4条1丁目3-5
電話番号	011-811-1518

イ 歯科医

医療機関の名称	北水会歯科クリニック
医院長名	埴 雅昭
所在地	札幌市豊平区平岸5条9丁目6-2 1
電話番号	011-814-5588

(2) 災害時の対応について

ア 避難場所

当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

第1避難場所		第2避難場所	
名称	東山公園	名称	東山小学校

園からの距離	約 30m	園からの距離	約 100m
所要時間	約 5 分	所要時間	約 10 分

イ 引き渡しについて

災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(3) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

10 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・解決責任者 園長 山崎 慶子 ・受付担当者 主任保育士 宮本 さとみ ・ご利用時間 当園開園日、開所時間内 ・電話番号 011-822-4208 ・F A X 011-822-4208 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
	第三者委員	小野寺捷子	電話番号 011-886-0586
	入倉美穂	電話番号 011-831-8741	

※当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

12 非常災害対策

当園は、非常災害に備え、次の取組を行います。

防災設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・震災に備えての備蓄 (携帯ラジオ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有
避難・消火訓練	条例の規定に基づき、避難訓練（毎月）及び消火訓練（年2回以上）を実施します。	

12 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

13 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予

定の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限って使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

14 当園におけるその他の留意事項

欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前9時30分までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	保育時間以外の時間の保育は、時間外保育になりますので、お迎えが遅れる場合は、あらかじめご連絡ください。
感染症について	札幌市乳幼児園医協議会が定めている感染期間を参考に実施
投薬について	医療機関で処方された薬のみで、投薬届を提出
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
不正受給について	次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行います。 (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 (2) 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。 (3) その他世帯の状況の変化により支給認定の変更認定が必要であるとき。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：札幌愛隣館東山保育園

説明者職名：園長 氏名 山崎 慶子

私は、本書面に基づいて札幌愛隣館東山保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

平成 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名： 印

児童氏名：

入所児童との続柄：

札幌愛隣館りんご保育園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 札幌愛隣館
所 在 地	札幌市豊平区豊平4条3丁目3番27号
電 話 番 号	011-841-1720
代 表 者 氏 名	理事長 岩井 誠一

2 利用施設

施 設 の 種 類	認可保育園								
施 設 の 名 称	札幌愛隣館りんご保育園								
施 設 の 所 在 地	札幌市豊平区平岸4条1丁目1番22号								
連 絡 先	電話番号 011-811-7372 ファックス 011-811-7375								
管 理 者	園長 石川 泰子								
利 用 定 員	(1) 利用定員								
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">子 ど も の 区 分</td> <td style="text-align: center;">定 員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 号 認 定 子 ど も</td> <td style="text-align: center;">78</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 号 認 定 子 ど も</td> <td style="text-align: center;">45</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満 1 歳 未 満</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </table>	子 ど も の 区 分	定 員	2 号 認 定 子 ど も	78	3 号 認 定 子 ど も	45	満 1 歳 未 満	7
	子 ど も の 区 分	定 員							
	2 号 認 定 子 ど も	78							
3 号 認 定 子 ど も	45								
満 1 歳 未 満	7								
(2) 地域の保育の需要等の状況から利用定員を超えて子どもを受入れる場合があります。									
認 可 年 月 日	1974 年 4 月 1 日								

3 施設の運営方針

保育園は、法の基本的理念と関係法令等に基づき、入所児童が明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかに、社会に適用できるように育成することを運営方針とする。

また、運営にあたっては、札幌市児童福祉法施行条例、札幌市子ども・子育て支援法施行条例及びその他関係法令等を遵守するものとします。

4 保育所の職員体制とクラス編成

(1) 職務内容と配置数 (2015年4月1日現在)

職種	職務内容	常勤	非常勤
園長	保育園の管理運営を統括します。また、苦情解決者として苦情の解決にあたります。	1人	—
主任保育士	保育内容について保育士を統括するほか、園長の補佐を行います。また、苦情の受付を行います。	1	
保育士	保育計画に基づき保育を行います。また、家庭との連絡等の業務を行います。	17	1
栄養士	子どもの栄養の指導等を行います。		
調理員	給食の調理等を行います。	1	2
事務職員	建物や備品の保安全管理や経理事務などを行います。		
用務員	園舎の内外の清掃その他保育園の運営に必要な雑務を行います。		1

内科医	定期的に子どもの内科検診を行います。	嘱託
歯科医	定期的に子どもの歯科検診を行います。	嘱託
備考		
1 札幌市児童福祉法施行条例に規定する基準を遵守した上で、保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。		
2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。		

(2) クラス編成と職員の配置状況 (2015年4月1日現在)

対象年齢	クラス名	児童数	担当保育士数	備考
0歳児	ひよこ組	6	4	今後0歳児入園予定
1歳児	ちゅうりっぷ組	20	4	
2歳児	もも組	26	4	
3歳児	たんぼぼ組	24	3	
4歳児	ひまわり組	30	2	
5歳児	ゆり組	22	1	
備考				
1 担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。				
2 担当保育士のほか、状況に応じてフリー保育士が保育を補うことがあります。				

5 保育を提供する時間及び日

当園では、教育・保育等を提供する時間及び日を次のとおり定めています。

(1) 保育時間

保育必要量の区分	対象時間
保育標準時間	7時から18時までの範囲内
保育短時間	8時00分から16時00分までの範囲内

(2) 時間外保育

保育必要量	対象時間
保育短時間	(1) 7時から8時00分までの範囲内

(3) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までを除きます。）

ただし、保育園の判断により必要に応じて上記の日以外であっても保育をすることがあります。

(4) 家庭における保育のお願い

お盆の時期などご家庭における保育をお願いする場合があります。ただし、ご家庭での保育が困難な場合は、通常どおり保育の提供を行いますので、事前にご相談ください。

6 提供する保育等の内容

(1) 保育の内容

3歳児以上はプロによる体育指導を受けている。

全児に対し絵本の貸し出しをおこなっている。

(2) 1日の流れ

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
7時	入園のしおりに記載					
19時						

(3) 年間行事

月	行事内容
	別紙にて配布

(4) 給食について

ア 昼食（3歳未満児 主食+副食給食、3歳以上児 副食給食）と間食（午前・午後各1回）を提供します。

イ 使用する食材の中で、アレルギー等のため食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。食材の除去など可能な限り対応いたします。

（例）卵・牛乳・小麦粉 など

(4) 便宜の提供

当園は、次に掲げる便宜の提供を行います。

ア 時間外保育

7 保育料等について

(1) 保育料について

毎月の保育料につきましては、札幌市へお支払ください。保育料額や具体的な支払方法等については、お住まいの区の区役所の健康・子ども課へお問い合わせください。

(2) 実費徴収について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので、別途お支払いいただきます。

また、これらのほかにも保育の提供にあたり必要な費用をお支払いいただくことがあります。

この場合、あらかじめ費用を負担いたいただく目的や理由について、適宜書面でご案内いたしますのでご了承ください。

ア 便宜に係る費用

種類	理由	金額	支払時期
保育材料	か-帽子 頭シヤ等々衛生面について負担願う	980円2歳以上	4月

イ 時間外保育にかかる保育料

※パターン1：コアタイムの設定が8時～16時の場合

項目	7時から 8時まで	16時から18時まで		18時から 19時まで
		1時間以内	1時間超え	
保育標準時間	—	—	—	200円
保育短時間	100円	100円	200円	
備考				

- | |
|--|
| <p>1 利用者負担額の区分が、A又はBの世帯については、上記金額の2分の1の額を減免します。</p> <p>2 毎月10日までに前月分の料金を徴収します。</p> |
|--|

8 利用の終了に関する事項

(1) 保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

- ア 小学校に就学したとき。
- イ 2号認定子ども又は3号認定子どもでなくなったとき。
- ウ 子どもの居住地市町村と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき。
- エ 保護者から退園の申出又は転園をしたとき。

(2) 退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の1カ月前までに、園長に対し退所届を提出するものとします。

9 緊急時の対応について

(1) 保育中に容体の変化等があったとき

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

ア 内科

医療機関の名称	医療法人社団 とよひら公園内科クリニック
医師名	藤本 晶子
所在地	札幌市豊平区豊平4条11丁目3-5
電話番号	011-811-1518

イ 歯科医

医療機関の名称	北海道大学歯学研究科
医院長名	中村 公也
所在地	札幌市北区北8条西5丁目
電話番号	011-706-4204

(2) 災害時の対応について

ア 避難場所

当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

第1避難場所		第2避難場所	
名称	日の出公園	名称	豊平公園
園からの距離	約3m	園からの距離	約200m
所要時間	約5分	所要時間	約10分

イ 引き渡しについて

災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(3) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

10 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・解決責任者 園長 石川 泰子		
	・受付担当者 主任保育士 伊東 祥子		
当園ご利用相談窓口	・ご利用時間 当園開園日、開所時間内		
	・電話番号 011-811-7372		
当園ご利用相談窓口	・F A X 011-811-7375		
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	小野寺捷子	電話番号	011-886-0586
	入倉美穂	電話番号	011-831-8741

※当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

12 非常災害対策

当園は、非常災害に備え、次の取組を行います。

防災設備の設置	・自動火災報知機 有	・誘導灯 有
	・ガス漏れ報知機 有	・非常警報装置 有
防災設備の設置	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有	
	・震災に備えての備蓄 (食糧 (100 人分)、飲料水 50ℓ、拡声器、携帯ラジオ等)	
避難・消火訓練	条例の規定に基づき、避難訓練 (毎月) 及び消火訓練 (年 2 回以上) を実施します。	

12 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

13 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料 (保育所児童保育要録) を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限って使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

14 当園におけるその他の留意事項

欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前9時20分までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	保育時間以外の時間の保育は、時間外保育になりますので、お迎えが遅れる場合は、あらかじめご連絡ください。
感染症について	札幌市乳幼児園医協議会届を使用している
投薬について	原則認めていない
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
不正受給について	次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行います。 (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 (2) 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。 (3) その他世帯の状況の変化により支給認定の変更認定が必要であるとき。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：札幌愛隣館りんご保育園

説明者職名：園長 氏名 石川 泰子

私は、本書面に基づいて札幌愛隣館りんご保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

平成 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名： 印

児童氏名：

入所児童との続柄：